

# 大分県下の児童養護施設における被虐待児童の ケアに関する調査結果

中 村 廣 光

The Findings of Research on Caring for Abused Children  
in Oita Child Care Institutions

Hiromitsu NAKAMURA

## 【要 旨】

児童擁護施設における被虐待児童の占める割合は年々増加している。大分県においては、2002年度から専門里親制度が被虐待児童の支援に積極的に活用されていることもあり、ある種の役割分担がすすみつつある。

里親の元には、より年齢の低い、問題を抱えていない子どもたちが引き取られ、児童養護施設には、比較的処遇困難で、年齢の高い児童の入所が増えている実状がある。

本調査研究は、大分県下の児童養護施設に入所している被虐待児童の処遇について、通常「日常生活のケア」及び「心理療法的ケア」と称されている特別に配慮されたかわりについて聞き取り調査を行い、その実状や今後の課題などをまとめたものである。

## 【キーワード】

被虐待児童      日常生活のケア      心理療法的ケア

## 1. はじめに

被虐待児童に対する「ケア」と総称される支援は、虐待によって受けた日常生活そのものの混乱や不安、正常な精神発達の攪乱状況から回復させるため、安心感や安全感をベースとした生活の建て直しと人間関係の再構築などを柱とした「日常生活のケア」と、虐待によって受けた心理的ダメージとその後遺症状から回復させるための「心理療法的ケア」に大別される。

「日常生活のケア」は、被虐待児童にかかわ

るすべての施設職員を中心にして、施設ボランティア、学校の教職員、地域などの人々を通じて行われる総合的なケアである。

「心理療法的ケア」は、それぞれの児童養護施設の心理療法担当職員によって行われる心理療法を中心とした専門的ケア及び主として措置機関である児童相談所の児童心理司や一時保護所職員との連携・協働によって行われる専門的な心理療法的支援である。

## 2. 調査の概要

本調査研究では、2012年9月1日現在における大分県内の児童養護施設における被虐待児童へのケアの実状について、以下に示す「児童養護施設における被虐待児童へのケアの実状と今後必要な対策についての調査項目」により半構造化面接を行った。

### 調査期間

2012年9月20日～10月20日

### 調査対象施設数

9施設（大分県下全児童養護施設）

### 調査面接対象者

「日常生活のケア」の聞き取り対象者：施設長及び心理療法担当職員、生活支援職主任（施設長を補佐する形で参加）

「心理的療法ケア」：心理療法担当職員

### 調査項目

#### <日常生活のケアの部>

- (1) 措置児童数
- (2) 措置児童数の内、被虐待児童として処遇している児童の数
- (3) 被虐待児童との関連で起こっている問題
- (4) 日常生活のケアとして行っていること
- (5) 有効だと実感している取り組み
- (6) 日常生活のケアとして今後必要なこと
- (7) 過去5年間を通してみた取り組みの変化

#### <心理療法的ケアの部>

- (1) 心理療法的ケアを受けている児童数  
内訳 男女比  
年齢別 ①幼稚園未満 ②小学生  
③中学生 ④高校生
- (2) 心理療法的ケアの頻度  
①毎日 ②週1回 ③週2回 ④週3回  
⑤その他 [ ]
- (3) 心理療法担当職員の勤務状況

①常勤 [ 名] ②非常勤 [ 名]

③その他の勤務形態 [ ]

- (4) 被虐待児童のセラピーで使用している心理療法とその技法の有効性に関する所見  
\*有効度の評価基準  
1：極めて有効 2：かなり有効  
3：やや有効 4：効果なし 5：不明
- (5) 臨床心理的支援に関する現時点での問題
- (6) 今後必要な対策等

## 3. 調査結果

### <日常生活のケアの部>

- (1) 大分県下の児童養護施設に入所している措置児童数(平成24年9月1日現在)：352人
- (2) 措置児童数の内、被虐待児童として処遇している児童の数：238人  
[虐待種別ごとの内訳]  
①身体的虐待： 43人  
②心理的虐待： 25人  
③性的虐待： 12人  
④ネグレクト： 114人

- (3) 被虐待児童との関連で起こっている問題  
・暴力や暴言による施設内の生活秩序や人間関係の荒れが起こる。……この問題は、殆どの施設で最近は沈黙化傾向にあるとのこと。  
・適切な対人関係の距離（接近—回避—拒否）がとれず、児童間、職員間のトラブルを繰り返すことがある。  
・欲求不満行動が多発し、泣く、欲求が通るまで言い張るなどの極端な表現をする子どもの言動が他の子どもに影響し、連鎖反応が起こる。  
・小さい子どもが年上の子どもの荒れた言動を学習し、好ましくない行動を身に付ける。  
・新しく入った子どもが、非行傾向や性的問題行動を抱えている場合、落ち着いた生活をしている他の子どもに大きな影響を与える。  
・途中で入所する年長者の処遇が難しい。なかなかなじめなかったり、問題行動を身に付け

ていたりすると、その指導自体に若手の職員は消耗してしまうこともある。

- ・ネグレクトの子どもを中心にコミュニケーション能力の発達が未熟で対人関係トラブルが頻発することが多く、年齢が進んだ子どものコミュニケーション能力の開発は難しい。
- ・専門機関から「育てなおし」の視点から教育的に対応していくことがアドバイスされても、実際の職員の技術や人数が追いつかない。
- ・ADHD様の行動障害を呈する子どもへの対応が難しく、一人の子どもに多大な労力をかける結果、他の子供へのかかわりが手薄にならざるを得ないジレンマに悩まされる。療育機関や病院への通所・通院や服薬など、看護職がない施設では担当職員にとって大きな負担になる。
- ・発達障害児の個に応じた適切な指導は、ダイナミックな施設生活の中ではきわめて難しい。
- ・児童福祉法第28条（司法判断による親子の強制分離）により入所している子どもの保護者に精神障害ある場合、法的分離の理解や自身の行動の抑制ができず、無理な引き取りの主張や突然の訪問など職員の対応能力を超えるような事態が起こることがある。
- ・親が外国人の場合、子どもの養育、法律関係などの理解が大きく異なり、対応するのが難しい。
- ・被虐待児が入所児童の殆どを占めるようになってから、総合的に見た施設運営そのものが難しくなっている。職員の質の向上、研修のみの対応では追いついていけない状況にある。
- ・小舎制の施設では、親密な人間関係を通じて手厚い指導が可能な反面、人間関係が特にうまくとれない子どもと職員との関係がこじれてしまった場合、子どもの逃げ場が無くなり、子どもにとっては心理的に「追放」と受け止めざるを得ない措置変更をやむなくせざるを得ないことが起こる。
- ・保護者が虐待と認めていないケースの場合、

入所後の家庭との連絡・連携がむずかしい。

- ・被虐待児童の処遇に当たっては、親自身が問題を抱えている場合が多く、家庭復帰を目標にした支援を組んでも、様々な局面でその対応に困難が伴うことが多く、複数の職員の労力と時間を割かれる。
  - ・将来の精神疾患の予備軍的な子どもの増加に対する早期対応の必要性を痛感しているが、現在のスタッフ（専門性と人員）ではとてもそこまでの対応が出来ない。
  - ・リストカットや不眠、度の過ぎた攻撃的行動や引きこもりなど被虐待による症状への対応がとても難しい。
  - ・自分を大切に出来ない子どもへの教育的対応が難しい。特に性的早熟による性行動の活発な子どもへの指導が難しい。
  - ・極端に情緒の関係が結べない子どもへの対応に行き詰まることがある。
  - ・こだわりの強い子ども（強迫的な症状や自閉症スペクトラムとも思える子ども）への対応が難しい。
  - ・暴言、暴力が日常的に出る子どもへの対応が難しい。職員も振り回される。
  - ・思い通りにならないと叩く、噛む…制止すると大泣きや大暴れで、欲求を通そうとする子どもが多くなり手を取られる。
  - ・新入職員への、攻撃的行動が多く見られ、怪我やあざがしょっちゅう出来る。
  - ・保護者からの無理な要求や暴言などに職員が悩ませられる。
  - ・施設の危機管理的な対応に日常的に取り組みねばならず、気が抜けない。
  - ・自制が出来ない子どもが増え、そのかわりに慢性疲労を感じている職員が増えている。
  - ・試し行動への対応が日常的になり神経を使う。
- (4) 日常生活のケアとして行っていること
- ・ごく当たり前の日常生活を規則正しく、穏やかに送ることに重きを置いた生活重視のケア
  - ・世間では当たり前の生活体験を保障すること。

- ・褒める、認める、感謝する、役割遂行を評価するなど子どもの自尊感情や自己肯定感を高めるような言葉かけを積極的に行う。
- ・言葉かけの配慮を職員相互で学び合う。
- ・生活の基本となる所作を職員共々実行している。…①履き物を揃える ②名前を呼ばれたら返事をする ③自分が座ったイスをもとに戻す等…「修身の基本」に学ぶ
- ・こだわりの強い子には、丁寧なかかわりや気持ちの転換がしやすい環境設定を心掛けている。
- ・子どもを傷つけないための配慮を特に気をつけてしている。
  - \* 希望的な約束をしない=裏切らないため。その子の課題を折に触れてピックアップして伝える=明確な課題意識を持たせる。…自分は大事にされているのだという感覚を抱かせるための言葉かけに努める。
- ・生活の場を美しくというモットーのもとに、掃除を特別な行為として徹底させている。
- ・グループワークへの参加を促す。
- ・児相への通所を個別の触れ合いの機会として活用。
- ・CAPのプログラムの導入。
- ・性教育を人間形成教育と絡めて実施。
- ・自然とふれあうことから与えられる癒しを目的としたアウトドア活動の重視。
- ・子どもと一緒に風呂に入り直接的なスキンシップをとる試み。
- ・病気の時に子どもを一人にしない配慮。
- ・兄弟姉妹と一緒に暮らせる環境への配慮。
- ・睡眠時に必ず幼児に添い寝する。
- ・キッズマッサージやベビーマッサージの実施。
- ・食事を可能な限りみんなで一緒にする。
  - \* 施設によっては、年長児の食事はいつ誰と食べるかは本人の希望に任せているところもある。
- ・家族形態の小規模ホームでは、料理や片づけも一緒にすることを重視する。
- ・「暴力を絶対に振るわない」をテーマに掲げ、暴力を見逃さない、曖昧にしない、職員も子どもも暴力が起きたときは真正面から問題に向き合い暴力を使わないコミュニケーションに変えていく取り組みを徹底する。
- ・トラブルが発生したときは、「職員は心の通訳者」という立場で、お互いの気持ちを分かり合えるような、言語化一意識化のプロセスを助ける働きかけを行う。
- ・攻撃的な行動を抑止するために職員が合気道を修得…子どもも希望者は参加し暴力への防御を学ぶ…結果的に暴力の自制が身に付く。
- ・中学生、高校生の部活動参加を奨励する。
  - \* これは多くの施設で積極的に取り組まれている。
- ・女子の髪の手入れに女性職員が積極的にかかわる…髪をとかしてあげる。
- ・施設への不満や、職員での対応が難しい家族との葛藤や職員との対立、問題行動が深刻な子ども、神経症的症状や習癖を持った子どもの児童相談所への定期的通所。
- ・個別のケアだけでなく、集団としてのケアという視点から、職員研修に力を入れている。
  - \* 職員の読書感想・要約発表を義務づけ 人格的な成長を促す機会を設けている。
- ・児相への通所によるカウンセリング。
- ・情報の共有を徹底して行う。
  - \* 支援記録を随時パソコン入力しそれぞれの子どもの現在の情報をすべての職員が共有でき、適切な対応が出来るためのシステムを確立している施設もある。
- ・自信を持たせること、将来の進路を拓けることなどの観点から、学力の向上に力を入れている。
  - \* 多くの施設では、希望する子どもを外部の塾に通わせている。
  - \* 施設内にボランティアで書道や英語の先生が指導に来ている施設もある。
- ・地域の少年野球や青年団の活動、祭りや清掃ボランティアへの参加を推奨している。
- ・宗教的な母性愛の象徴である像を各棟に掲げ「母なる愛」を子どもたちに伝える工夫。
- ・意見表明力を身につけるための、表現方法や表現技術などの日常的な啓発教育を実施。

- ・自尊感情を高めるための職員の言葉かけの工夫を組織的に実施している。
  - ・小規模・ユニット化のメリットの徹底的な活用を行う。
    - \*愛着形成とコミュニケーションの支援  
家族的な食事の風景を醸し出す工夫。
  - ・児童相談所での心理検査結果を活用する。
  - ・宗教的な行事や儀礼の日常化。
    - \*朝夕の祈り、礼拝、輪番制による打鐘、クリスマス、漕仏会などのメイン行事を通じて宗教的情操の涵養。
  - ・卓越した教育者の教育理念を地道に実践する。
- (5) 有効だと実感している取り組み
- ・キャンプやハイキングなどの野外活動を治療教育の一環としてプログラム化した、自然とのふれあいによる癒しは効果がある。
  - ・茶道や華道といった日本の本格的な作法が子どもたちの気持ちや行動を整えるのに効果的。
  - ・思春期問題や暴力などに対して、真っ向から向き合っていく「問答のセッション」(問題行動について真剣に考えたときに自分自身で困っていないか、直したくないかの問答を丁寧に行う)が、セラピーへの動機付けを行っていくうえで効果的。
  - ・スキンシップを重視した日常のかかわり。
  - ・柔道が性的問題を抱えた女子に対して行動コントロールを自然に習得させていく上で効果的であるという実感がある。…指導者の哲学やそれによる構えも影響するのかもしれない。
  - ・施設で長年にわたり培われてきた家族意識が見えない底力になっている。
  - ・問題を抱えた子に対して、担当職員との信頼関係がしっかりできるまで個別対応に力を入れ、その後に集団活動に参加させる配慮。
  - ・看護師の雇用は職員の役割分担上も専門的処遇上もきわめて有効。
  - ・家庭支援センターの活用で施設の相談援助能力を高め、地域への支援ができる。
- ・問題が起こったときの即応的な対話と児童相談所との連携。
  - ・ファミリーソーシャルワーカーのアレンジで職員の家に宿泊するプログラムが効果的。
  - ・ネグレクトが増えているので「ごく当たり前の生活経験」をさせること自体が重要。
  - ・個として大事にされる経験を随所で行う。
    - \*誕生祝日の希望メニュー注文OK  
担当職員との1対1のお出かけ等
  - ・行動療法の導入…課題への取り組みにスモールステップの原理を導入、よいところに注目してほめていく。自尊感情の育成に有効。
  - ・「ありがとう」、「助かったよ」の言葉かけ。
  - ・外部からの学習指導、読み聞かせボランティアの訪問を待っている子が多数。
  - ・子どものケース記録をパソコン入力しすべての職員が最新の様子を共有できることは極めて集団処遇上の有効性がある。
  - ・学習面で職員の手が回りにくい面があるので学習塾に行かせることは進学支援の上で効果大。
  - ・家庭教師の来訪による進学のための学習支援も効果的。
- (6) 日常生活のケアの対策として今後必要とされること
- ・個別ケアの更なる展開。
  - ・専門性を高める研修機会を身近ないろいろなところでいろいろな時期に設けること。
  - ・スタッフ構成について、世代間バランスが取れるような配置をすること。
  - ・小規模化をすすめると子どもも職員もストレスが減るので、更に「普通の家庭モデル」のホームを目指して制度充実を図る。
  - ・小規模化の弊害がやがて表面化してくる可能性があるのをそれを想定した処遇体勢の備え。\*職員の能力や経験の差等
  - ・「話を聴く技術」のスキルアップが重要。
  - ・家庭への引取りが大きな課題なので、親支援プログラムをもっと充実させ職員のスキルアップに力を入れる。\*回答多数
  - ・親の再教育プログラムを開発しそれを専門に

行う機関を設け、そこと施設が連携できるようにする。

- ・発達障害の子どもの施設における支援体制を整備する。
- ・小規模化すると、あるホームの独特な効果的取り組みがあっても他のホームでは真似できないので多様な取り組みの情報リストがあると役立つ。
- ・専門職員の雇用のための補助金制度の拡充。

(7) 過去5年間を通してみた取り組みの変化

- ・被虐待児童の扱いになれてきて、だんだん落ち着いた生活環境になってきた。
- ・児童相談所の体制が強化され、職員数も格段に増員され、一時保護所の処遇体制が充実したことにより、処遇困難児の連携支援がしやすくなった。
- ・虐待の問題の啓発を通じて児童養護施設に対する地域の人たちの理解が深まり、支援的な環境が出来ている。
- ・小ユニットに移行し、きめ細かい配慮が出来るようになった。
- ・家庭相談員（ソーシャルワーカー）、心理療法担当職員、看護師などの専門職員が入ったことにより専門的な分野でのケアが充実した。
- ・子どもの暴力行動や対応困難な病的行動が減少してきたことにより、職員のバーンアウトが明らかに減少した。
- ・里親制度の大幅な拡充で、比較的問題の少ない年少児が里親の方に行く割合が高くなり、問題が深刻な年長児の入所割合が増加し、処遇が難しくなった。
- ・ユニット制の導入により個別対応が充実してきたが、まだまだの感がある。
- ・ケイタイやメールの普及で職員の把握困難な人間関係の広がりが出てきて、不安になる。
- ・保護者の苦情対応の適切な方法が施設内で確立されたため以前のような保護者対応の混乱やトラブルが減り、本来の子どもの生活支援の仕事に職員が打ち込めるようになった。
- ・子どもたちが自治会を組織し、施設内のルー

ルづくりに参加するようになってからルールの遵守がよくなされるようになり、施設全体の規律性が高まった。

- ・社会的には相談の窓口は広がったが、相談対応の質の低下が起こっている。

#### <心理療法的ケアの部>

(1) 心理療法的ケアを受けている児童数

平成24年9月1日現在 130人

内訳

男女別 男児：68人 女児：62人

年齢別

①幼稚園以下：18人

②小学生：75人

③中学生：31人

④高校生：23人

(2) 心理療法的ケアの頻度

①毎日：0 ②週1回：49人

③週2回：15 ④月1回：20人

⑤月2回：27人

⑤その他：19人

(3) 心理療法担当職員の勤務状況

常勤〔9名〕 ②非常勤〔3〕

③その他〔スーパーバイザー1名〕

(4) 被虐待児童のセラピーで使用している心理療法とその技法の有効性に関する所見

○数字は使用頻度順

\*有効度の評価基準

・極めて有効：1 　・かなり有効：2

・やや有効：3 　・効果不明：4

#### [A 施設]

①プレイセラピー：2

②箱庭療法：2 = 診断的に使用する

③カウンセリング：1 = カウンセラーの資質によるところ大

#### [B 施設]

①プレイセラピー：2 = 心理教育的活用及びクライアント中心療法の一貫として使用

②個別面接：2 = 教育的プログラムに基づいて実施

③作業療法（コラージュ・カラーリング・消しゴムハンコづくり）：2

④音楽療法（外部セラピスト招請）：2

[C 施設]

- ①カウンセリング：2 = 子どもになじみ、楽しみにして来る子が多い
- ②プレイセラピー：2 = オーソドックスなセラピーとして実施
- ③箱庭療法：2 = 診断的效果あり

[D 施設]

- ①プレイセラピー：2 = ダイナミックな手法で活用している
- ②カウンセリング：3 = 子どもの自我の成熟度により適用を配慮
- ③箱庭療法：表現活動のレベルで使用

[E 施設]

- ①プレイセラピー：3 = 幼児・小学生対象
- ②箱庭療法：3
- ③性的教育プログラム（児相のプログラムを借用）：3
- ④カウンセリング（非指示的、認知療法）：3 = 中・高校生に有効

[F 施設]

- ①認知行動療法：2 = 適用対象児童は少ないが適当出来る子には有効
- ②プレイセラピー：3 = 幅が広いので効果測定はしづらいが、愛着の問題を抱えた子に有効

[G 施設]

- ①認知行動療法：3 = ケースによる。職員が意識付け出来たケースには有効性が高い。
- ②プレイセラピー：2
- ③アートセラピー（粘土や木工）：2
- ④SST（絵カードを活用）：3

\*いずれも問題意識が高い子には有効

[H 施設]

- ①プレイセラピー：2
- ②SST：2 = 導入の仕方が大事
- ③心理教育的面接：3
- ④描画療法（バウム、HTP等）：2

[I 施設]

- ①プレイセラピー：3
- ②箱庭療法：3
- ③カウンセリング：3

④描画療法：3

- ④高校生のリビングケアとしての記念CDアルバム・コラージュ作成：2
- ⑥セカンドステップ・プログラム（個別）：2 = その子に適合すればかなりの効果が期待できる

(5) 心理療法的ケアに関する現時点での問題・セラピストの力量が問われる…経験によって施設セラピストの間に相当な差がある。

- ・セラピストの人間的な成熟度も重要な要素。
- ・現在多くの施設で実施されているクライアント中心療法的な対応では児とセラピストの間の距離をどうとればよいかという課題に悩まされている職員が多い。
- ・効果的なセラピーの修得が不十分。
- ・スーパーバイズ体制の制度的構築が不十分。
- ・モニタリング面接の仕方が未普及。
- ・時間枠の確保をどうするか。
- ・心理療法担当職員の連絡会のあり方と活用のし方。
- ・一人職場なのでケースの相談が出来ないことをどのように改善していくか。
- ・活動性の高い子どもへの対応の仕方が難しい。
- ・継続的にセラピーを行っている子ども以外の子どもへの心理的支援をどのようにしていけばよいか。
- ・アセスメントが出来る体制づくりが不十分。
- ・施設で共通に使える心理評価規準が必要。
- ・心理療法の技術を高める必要性。

(6) 今後必要な対策等

- ・経験年数や技法の修得度の異なるセラピストを随時派遣するようなセンター的な機能があると、子どもや施設のニーズに応じて的確な人的対応が出来るのではないか。
- ・より多くの技法が修得できるような研修機会の保障を。\*多数意見
- ・各心理療法担当職員へのスーパーバイズの制度化を。\*多数意見
- ・少なくとも年度末にスーパービジョンの機

会の確保を。

- ・学会出席の機会の公的保障を。
- ・施設に対するスーパービジョンの体制が確保されていないので早急に体制整備を。
- ・小規模化に伴うマンパワーの充実を。
- ・性的虐待ケースなどで同性のセラピストが随時対応できる体制が必要。
- ・セラピー内で起こったことをどの程度他の職員に開示すべきか、日常処遇にどれだけ生かせるのか不明・スーパービジョンが必要。

## まとめ

大分県内における児童養護施設において、被虐待児童として特別な配慮をされたケアを受けている児童は、平成24年9月1日現在で、231人おり、養護施設に入所している全児童数352人のうちの66%を占める状況である。

虐待種別についてみると、ネグレクト114人(49%)、身体的虐待43人(19%)、心理的虐待25人(11%)、性的虐待12人(5%)の順である。虐待種別の分類に当たっては、いくつもの虐待の重複があっても、主たる虐待種別を選定して1つだけの種別で分類することになっているため、実際には2つも、3つもの虐待を重複して受けている児童がかなりの数に上るものと想定される。

そのようなことから、かつては家庭で生活できない子どもたちの生活の場を保障する寮的な共同生活の場として位置づけられていた児童養護施設が、近年急激に「被虐待児童のケアの場」として機能していることがわかる。

本調査で明らかになった〈日常生活のケア〉については、それぞれの施設がそれぞれに持つ養護理念や教育理念、施設で培われてきた伝統的な処遇方法、工夫された支援プログラムや地域の社会資源、特にボランティアの活用などが広く共通して日常的に実施されている支援内容であった。

最近の傾向としては、小規模ユニット化が多くの施設ですすみ、そのメリット、たとえばより一般家庭に近い個々の児童に対する配慮がい

き届いた家族的な生活形態によるケア、個人のプライバシーを尊重することができる個室の確保などの部屋割りの工夫によるケアが積極的に活用されていることが多くの施設で語られた。

しかし、長年児童養護施設の運営に関わってきて、施設処遇について俯瞰的な視野を有する方からは、小規模ユニット化によって将来的に生じるデメリットについての指摘もあり、小規模ユニット化の施設運営や児童の処遇に与える様々な影響をこれから検証していく必要があるであろう。

また、面接対象者が主に施設長であったせいかもしれないが、直接処遇に携わる職員の定数の問題はあまり出なかった。

しかし、家庭をモデルとした処遇形態を進めていくのであれば、職員1人当たりの、担当児童数は、2交代のローテーションを考慮に入れば、2人～3人といったところが限度であることは想像に難くない。

長年の悲願である定数の改善を更に進めていくことが「子どもの最善の利益の保証」を児童福祉理念として掲げる上は、虐待の後遺症状や誤ったしつけによる問題行動を身に付けてしまった子どもに対して手厚い支援をしていかねばならず、平均家庭を上回る人の手当をしなくてはならないことは言を弄するまでもない。

とはいっても、ここ5年間の施設内のケアや子どもたちの安定した生活の保障状況については、いずれの施設でも大幅に改善されている実感が面接を通じて伝わってきた。

次に、〈心理療法的ケア〉については、全施設に心理療法担当職員が配属され、心理療法的ケアの実施体制が整備されて、施設の処遇形態の中に馴染みつつあるといった印象を受けた。しかし、施設によって心理療法担当職員の勤務形態は様々で、純粋にセラピストとして独立した業務のみを担当している職員は数箇所を過ぎず、多くの施設で直接処遇職員のローテーションの中に組み込まれた形で仕事をしており、日常的ケアの部分でのかかわりの比重が高い職員が多かった。

施設ごとに、心理療法担当職員へのニーズが

異なり、それぞれの要請に応じて治療的支援体制が組み立てられていくことになるのは当然だろうと思われた。

また、実際に心理療法的支援で使われている臨床心理諸技法は思いのほかバラエティが少なく、しかもオーソドックスな技法が主で、最新のトラウマセラピーや遊戯療法などでも被虐待児のセラピーに特化した描画やドールプレイなどが取り入れられてないのは意外であった。

心理療法担当職員からの今後の課題として出された、また、要望としても出ている心理療法の技術習得の研修機会を増やすことや、スーパーヴィジョンを受けられる機会の保障、スーパーバイザーの派遣制度、学会などへの参加機会の保障なども今後実現が望まれることである。

今回は、里親制度の中で行われている被虐待児のケアについては、全く触れていないので、今後、里親制度も含めて大分県内の被虐待児童のケアがどのような実態にあるのか、問題点や課題はどのようなものがあるのかについても調査研究を深めたいと考えている。

### 参考文献

- 森田喜治著 『児童養護施設と被虐待児童』 創元社、  
2006  
高橋一弘・村田紋子・吉田真理著 『養護内容』  
2008